

鬼北町森林資源活用事業
募集要項

令和 7 年 10 月 31 日
令和 7 年 11 月 10 日修正
愛媛県鬼北町

目 次

1	募集要項の位置づけ	5
2	対象事業の概要等	6
2-1	事業名称	6
2-2	公共施設等の管理者の名称	6
2-3	本事業の目的	6
2-4	事業方式	6
2-5	契約形態	6
2-6	事業者の業務範囲	6
2-7	支払に関する事項	7
2-8	事業期間	8
2-9	事業スケジュール（予定）	8
2-10	事業の実施に必要なと想定される根拠法令等	8
2-11	募集要項等の変更	8
3	S P Cの募集及び選定	10
3-1	募集及び選定の方法	10
3-2	募集及び選定のスケジュール	10
3-3	入札参加資格	10
3-4	募集公告	15
3-5	事前調査の申請	15
3-5	募集要項等に係る質問の受付・回答	15
3-6	参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付並びに参加資格審査の結果通知	16
3-7	参加資格がないと認められた者に対する理由の説明	16
3-8	応募の辞退	17
3-9	提案書類の受付	17
3-10	優先交渉権者の決定方法	18
4	優先交渉権者決定後の手続き	19
4-1	手続きにおける交渉の有無	19
4-2	基本協定の締結	19
4-3	特別目的会社の設立	19
4-4	S P Cの指定管理者の指定について	19
4-5	事業契約の締結等	19
4-6	契約保証金	19
4-7	保険	20
4-8	議会の議決に付すべき契約の締結	20
4-9	その他	20
5	事業実施に関する事項	20
5-1	S P Cの権利組むに関する制限	20
5-2	町とS P Cの責任区分	21
5-3	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	21
5-4	事業実施に関する事項	21
5-5	その他	22
5-6	本事業に関する町の担当部署	23
別紙	リスク分担表	24

【用語の定義】

本募集要項において用いる用語の定義は、以下に定めるところによる。

用語	用語の定義
本事業	森林資源活用事業をいう。
B T O方式	Build Transfer Operate の略。公共施設等の建設（Build）を行い、竣工時に施設の所有権を公共へ移転（Transfer）した上で、民間が事業期間中その運営（Operate）を行う方式をいう。
S P C	応募者の構成員が本事業の施設整備・維持管理・運営を実施するために株主として出資し、設立する特別目的会社をいう。
応募者	本事業への応募企業又は企業グループをいう。
事業者	町と本事業の基本契約を締結する事業者をいう。選定された応募者のうち、構成企業及びS P Cで構成される。
代表企業	構成企業のうち、S P Cの最大出資比率の出資者をいう。
構成員	構成企業のうち、S P Cへ出資する企業をいう。
基本協定	優先交渉権者決定後に、町と優先交渉権者が締結するものであり、事業契約等締結のために、必要とする権利、義務及び手続について定めるものをいう。
基本契約	事業者の本事業を一括で発注するために、町と事業者が締結する契約をいう。

【添付資料】

資料 1	鬼北町森林資源活用事業 要求水準書
資料 2	鬼北町森林資源活用事業 事業者選定基準
資料 3	鬼北町森林資源活用事業 様式集
資料 4	鬼北町森林資源活用事業 基本協定書（案）
資料 5	鬼北町森林資源活用事業 事業契約書（案）

1 募集要項の位置づけ

本募集要項は、鬼北町（以下「町」という。）が PFI 法に基づき特定事業として選定した本事業を実施する事業者を、公募型プロポーザル方式により募集・選定するために公表するものである。

別途資料の要求水準書、事業者選定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）は、本募集要項と一体のもの（以下「募集要項等」という。）である。

本事業の基本的な考え方については、実施方針と同様である。また、本事業の条件等について、実施方針に関する質問及び意見への回答（以下「質問回答書」という。）を踏まえて、募集要項等を作成しているため、応募者はこのことに留意し、本事業への参加に必要な書類を提出する必要がある。

なお、募集要項等と、実施方針及び実施方針に係る質問回答書に相違がある場合は、募集要項等の規定が優先するものとする。また、募集要項等に記載がない事項については、募集要項等に関する質問に対する回答によることとする。

また、町は、選定事業者を地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定による指定管理者として維持管理・運営期間にわたって指定する予定であり、本募集要項は指定管理業務における募集要項を兼ねるものとする。

2 対象事業の概要等

2-1 事業名称

鬼北町森林資源活用事業

2-2 公共施設等の管理者の名称

鬼北町長 兵頭 誠亀

2-3 本事業の目的

本施設は、鬼北町が有する豊富な森林資源を活用し、改質リグニンの開発および製造を行うことを目的とした産業拠点である。改質リグニンは、木質バイオマスから抽出される高機能成分であり、樹脂や炭素材料などの原料としての利用が進む次世代バイオマス素材である。脱炭素社会の実現や化石資源の代替といった社会的要請を背景に、今後の成長が大きく見込まれる分野であり、本施設は鬼北町の地域資源を最大限に活かした新たな産業創出の中核としての役割を担うものである。また、施設には再生可能エネルギーの活用を目的に太陽光発電設備と蓄電池を併設し、工場における自家消費電源の確保と、事業継続計画（BCP）への対応を通じてレジリエンスの強化を図る。災害時には非常用電源として地域住民にも開放するなど、防災拠点としての機能も備える。これにより、林業の振興や地域雇用の創出、再生可能エネルギーによる地産地消の実現など、多方面にわたる地域経済・社会への波及効果が期待されている。

2-4 事業方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI 法という。）第8条第1項の規定に基づき町が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象施設の建設・運営業務を事業契約書に定める事業期間中にわたって維持管理業務を遂行する、BTO方式（Build Transfer Operate）により実施する。

2-5 契約形態

- ① 町は、事業者と、SPCの設立、本事業に関する事業契約等の締結に向けた基本的事項を定めた基本協定を締結する。
- ② 町は、事業を一括で発注するために事業者と、事業に係る基本契約を締結する。
- ③ 町は、基本契約に基づいて、SPCと本事業に係る指定管理業務に関する協定を締結する。

2-6 事業者の業務範囲

- ① 本施設の整備
 - ア 設計業務
 - ・調査業務
 - ・設計業務
 - ・申請等業務
 - ・その他業務

- イ 建設工事業務
 - ・ 着工前業務
 - ・ 建設期間中の業務
 - ・ 備品等調達設置業務
 - ・ 完成後業務
 - ・ その他施設整備上必要な業務

② 本施設の維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 備品等保守管理業務
- エ 清掃業務
- オ 警備業務
- カ 環境衛生管理業務
- キ 外構等保守管理業務
- ク 修繕・更新業務

③ 公共施設等の運営業務

- ア 運営管理業務
- イ 使用許可等に関する業務
- ウ 使用料の徴収
- エ 自主事業

2-7 支払に関する事項

町の事業者に対する支払は、事業者が実施する本事業における本施設の施設整備業務に係る対価と本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価とする。

町は、本施設の整備業務に係る対価については、事業年度ごとに、事業者に対し、町と事業者間で締結する事業契約書に定める額を支払うものとする。

ただし、本事業は、国の交付金の充当を予定しており、本事業の補助対象施設建設費の概ね 50%を当該交付金によって支払い、残りの概ね 50%は地方債を充当して支払う予定である。(ただし、国による交付金の配分率は年度により変動することがあるため留意すること。)

また、本施設の維持管理・運営業務に係るサービス対価について、町は、本施設の町への引渡しが完了した日から事業契約期間中に、事業者に対し、事業契約書に定める額を事業期間にわたり支払うものとする。

なお、本事業にかかる支出に関しては、事業契約締結時までに必要な債務負担行為を設定する予定である。

一方、事業者は、本施設の一部を利用して民間事業を実施するにあたり、当該利用に係る対価として、町に対し施設利用料を支払うものとする。施設利用料の額、支払い方法および支払時期は、事業契約書において定めるものとし、町へ納付する。

施設利用料については、物価変動、税制改正その他合理的な理由がある場合には、町と事業者が協議のうえ改定することができるものとする。

2-8 事業期間

④ 本事業に係る事業期間（事業契約等に基づく業務期間）

事業契約等締結日から令和24年3月末までの期間とする。

公共施設等の設計及び建設期間	事業契約等締結～令和9年3月
公共施設等の維持管理及び運営期間	令和9年4月～令和24年3月

2-9 事業スケジュール（予定）

事業スケジュール（予定）は次のとおりである。

なお、事業スケジュールの事業提案書等の受付期限は、原則として本募集要項に定めたとおりとする。ただし、町は、公平性・競争性の確保の観点から必要と認められる場合には、当該スケジュールを変更することがある。変更を行う場合は、その旨を本町のホームページへの掲載により公表する。

（予定）	内容
令和7年10月31日	募集公告、募集要項等の公表
令和7年10月31日～11月14日	募集要項等に関する質問受付・回答
令和7年11月10日～11月14日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月14日	資格審査結果の通知
令和7年11月17日～11月25日	事業提案書等の受付期限
令和7年11月26日～11月27日	審査
令和7年11月27日	落札者の決定及び公表
令和7年11月28日	基本協定書締結
令和7年11月下旬	仮契約締結
令和7年12月中旬	議会議決
令和9年3月	施設整備完了
令和9年4月	維持管理運営開始
令和24年3月	事業終了

2-10 事業の実施に必要と想定される根拠法令等

本事業の実施にあたり、事業者は関連する関係法令、条例、規則及び要綱等を遵守するとともに、各種基準、指針等についても本事業の町が要求する水準（以下「要求水準」という。）と照らし合わせて適宜参考とすること。

2-11 募集要項等の変更

募集要項等公表後における民間事業者からの質問や民間事業者へのヒアリング結果等を踏まえ、募集要項等の内容の変更を行うことがある。

なお、変更を行った場合は、速やかに、その内容を本町のホームページへの掲載により公表する。

3 SPCの募集及び選定

3-1 募集及び選定の方法

民間事業者の募集及び選定の方法は、競争性の担保及び透明性の確保に配慮した上で、公募プロポーザル方式とする。

3-2 募集及び選定のスケジュール

民間事業者の募集及び選定のスケジュールは、次に示すとおりである。ただし、スケジュールは、状況により前後する場合がある。

(予定)	内容
令和7年10月31日	募集公告、募集要項等の公表
令和7年10月31日～11月14日	募集要項等に関する質問受付・回答
令和7年11月10日～11月14日	参加表明書、参加資格審査申請書類受付期限
令和7年11月14日	資格審査結果の通知
令和7年11月17日～11月25日	事業提案書等の受付期限
令和7年11月26日～11月27日	審査
令和7年11月27日	落札者の決定及び公表
令和7年11月28日	基本協定書締結
令和7年11月下旬	仮契約締結
令和7年12月中旬	議会議決
令和9年3月	施設整備完了
令和9年4月	維持管理運営開始
令和24年3月	事業終了

3-3 入札参加資格

(1) 参加者の参加要件

- ① 参加者は、単独の企業または複数企業によるグループ（共同体）とする。
- ② グループで応募する場合は、事業全体の責任を担う代表企業を1社選定し、その企業が町との連絡窓口となり、全体の責任を負うものとする。
- ③ 応募時には、グループの全構成企業を明らかにし、それぞれの担当業務を明示すること。
- ④ 応募者は、応募後の提案提出から契約手続きまでのすべての対応を行うものとする。
- ⑤ 応募者は、令和7・8年度の鬼北町入札参加資格を有する者とし、グループで応募する場合は、構成企業の1社が当該資格を有していることが必要である。
- ⑥ 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの代表企業の変更は認めない。
- ⑦ 参加表明書により参加の意思を表明した公募参加グループの構成企業の変更も原則として認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、町と協議を行い、提案書の受付期限日の前日までに町が承諾した場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更及び追加を行うことができるものとする。
- ⑧ 応募者は、提案に基づいて事業を運営するための特別目的会社や管理団体等を設立することも可能である。

- ⑨ 鬼北町・愛媛県に本店・本社・主要な営業所を持つ企業がグループの構成員の場合、審査の際に地域貢献の観点から加点要素とする。

(2) 参加資格要件

① 応募者の参加資格要件（共通）

応募者の構成員及び協力企業は、次の参加資格要件を満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しないこと。
- イ 応募書類提出日時点で、納期の到来した町税および、提出日の 1 か月前までに納期の到来した国税（所得税、法人税、消費税）に滞納がないこと。
- ウ 提出日から実施者が決定されるまでの間、鬼北町建設工事指名停止処分要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- エ 応募者の役員（登記や届出がないが実質的に経営に関与する者を含む）が、暴力団員または暴力団関係者でないこと。
- オ 経営状態または信用状況が著しく悪化しておらず、適正に契約を履行できること。
- カ 審査委員の所属する組織や企業、またはそれに関連する者でないこと。
- キ 応募企業、グループ構成員、協力企業のいずれかが、他の応募企業やその構成員、協力企業と重複して参加していないこと。
- ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者（ただし、手続き開始決定を受けている者を除く）でないこと。
- ケ 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）第 381 条第 1 項の規定による会社整理の開始の申し立て又は同条第 2 項の規定による通告がなされている者でないこと。
- コ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産の申し立てがなされている者でないこと。

② 応募者の参加資格要件（業務別）

設計、建設、維持管理及び運営の各業務にあたる者は、上記①の要件の他にそれぞれ次の資格要件を満たすこと。また、下記要件を満たす限りにおいて、設計、建設、維持管理及び運営を兼ねることも可能とする。

参加資格要件は、参加表明書の提出期限日から基本協定締結前日までの間、継続して資格要件を満たさなければならない。なお、参加資格要件を満たさなくなった場合の取り扱い、(5) に示す。

ア 設計業務に当たる者（設計企業）

設計業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、設計業務に当たる者は複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。

イ 建設業務に当たる者（建設企業）

建設業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、建設業務に当たる者が複数である場合は、全ての者が下記を満たすものとする。

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定に基づく工事業について、特定建設業の許可を受けていること。また、建設業法第 26 条に基づき監理技術者を選任すること。

ウ 維持管理業務に当たる者（維持管理企業）

維持管理業務に当たる者は構成員又は協力企業とし、下記の要件を満たすこと。ただし、維持管理業務に当たる者が複数である場合は、すべての者が下記を満たすものとする。

維持管理業務の遂行において、担当する業務に必要となる資格（許可、登録、認定等）及び資格者を有すること。

（３）町の競争入札参加資格を有さない者の参加

町では、新規の入札参加資格登録の受付を随時行っている。よって、町の競争入札参加資格を有さない者の本事業への応募にあたっては、当該手続きに基づき、入札参加資格名簿への登録を行った上で、応募すること。

（４）地域経済への配慮

応募者は、構成員及び協力企業に、町内に本社・本店を有する町内企業を加えるよう努めること。また、従業員を町内から優先的に雇用することや、必要な資機材・消耗品等を町内企業から調達することなど、地域経済の振興に配慮すること。

（５）参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書の提出期限日とする。ただし、参加資格確認後、構成員、協力企業又はその他企業が参加資格要件を満たさなくなった場合は、当該応募者は参加資格を喪失するものとし、次の取扱いとする。なお、参加資格の喪失に対して、町は一切の費用負担を負わないものとする。また、本事業に関して不正な行為を行った場合の取扱いについては、基本協定書に従うものとする。

① 参加資格を有する者であることの確認を受けた日から優先交渉者決定前日までの間に参加資格を喪失した場合

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した代表企業が担当する予定であった業務を、構成員が代わり、かつ、構成員の中から新たに代表企業を選定する場合に限り、提案書類を提出することができる。ただし、参加資格を喪失した当初の代表企業を応募者から除外しなければならない。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業又はその他企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

② 優先交渉権者決定日から基本協定締結日前日までの間に参加資格を喪失した場合

ア 代表企業が資格要件を喪失した場合

当該応募者を失格とし、町は次点交渉権者と契約交渉を行うことができる。

イ 代表企業以外の構成員、協力企業又はその他企業が資格要件を喪失した場合

参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を、別の構成員、協力企業又はその他企業が代わる場合は、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

また、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業が担当する予定であった業務を代わる構成員、協力企業又はその他企業が応募者の中に存在しない場合は、新たに参加資格の確認を受けた上で、構成員、協力企業の追加を認め、当該優先交渉権者決定に影響はないものとして取り扱うものとする。

③ 参加資格を喪失した企業の取扱い

上記①、②のいずれの場合においても、参加資格を喪失した構成員、協力企業又はその他企業は応募者から除外されるものとし、当該企業が出資を予定していた金額については、他の構成員（新たに追加された構成員を含む）が拠出しなければならないものとする。

（６）応募に関する留意事項

① 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容の承諾の上、応募に参加すること。

② 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

③ 使用言語、単位及び時刻

本事業の応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第 51 号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

④ 公正な応募の確保

応募に当たって、応募者は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）に抵触する行為を行ってはならない。なお、後日、不正な行為が判明した場合、町は契約の解除等の措置を取ることがある。

⑤ 応募に係る提出書類の取扱い

ア 著作権

本事業に関する提案書類の著作権は応募者に帰属するものとし、審査結果の公表以外には使用しないものとする。ただし、選定事業者の提案書類は、特に町が必要と認めるときには、提案書類の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

なお、応募者からの提出書類については返却しないものとする。

イ 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等に日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った応募者が負うものとする。これによって町が損失又は損害を被った場合には、当該応募者は町に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

⑥ 応募の無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 参加者の資格を具備しないもの

イ 金額を訂正した提案価格書によるもの

ウ 委任状において記名押印のないもの

エ 委任状を有しない代理人のしたもの

オ 提案価格を表示しない代理人のしたもの

カ 自己のなしたものと他人のなしたものとにかかわらず同一人の名をもって2人以上の応募をしたもの

キ 上記に掲げるものの他、応募の条件に違反したもの

⑦ 町の提供する資料の取扱い

応募者（応募を辞退した者を含む。）は、町が提供する資料を本事業の応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

3-4 募集公告

募集公告、募集要項については令和7年10月31日（金）とし、本町のホームページにおいて公表する。

3-5 事前調査の申請

提案書作成に関し、事前に調査等を行うことが必要な場合は、町に申し出れば許可することがあるので、調査を希望する者は、「事前調査申請書」（様式集【様式1-1】）に必要事項を記入の上、下記に提出すること。

受付期間	令和7年10月31日（金）から 令和7年11月7日（金）午後5時15分まで（必着）
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、町ホームページからダウンロードすること。 ・電子メールの件名は、「（事業者名）事前調査の申請」とすること。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信1時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。 ・質問を提出できる者は、本事業への参加を検討している法人等に限り（個人の方からの質問及び意見の提出はお控えください）。
提出先	鬼北町 農林課 森林資源活用推進室 電子メールアドレス：nourin@town.kihoku.ehime.jp 電話番号：0895-45-1111 内線 2437 （開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

3-5 募集要項等に係る質問の受付・回答

① 募集要項に関する質問の受付及び回答公表

募集要項等に関する質問及び意見の受付は、「募集要項等に係る質問書」（様式集【様式1-2】）に必要事項を記入のうえ、次の手順により行うこと。

受付期間	令和7年10月31日（金）から 令和7年11月14日（金）午後5時15分まで（必着）
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、町ホームページからダウンロードすること。 ・電子メールの件名は、「（事業者名）募集要項等質問」とすること。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信1時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。 ・質問を提出できる者は、本事業への参加を検討している法人等に限り（個人の方からの質問及び意見の提出はお控えください）。
提出先	鬼北町 農林課 森林資源活用推進室 電子メールアドレス：nourin@town.kihoku.ehime.jp 電話番号：0895-45-1111 内線 2437 （開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

② 募集要項等に関する質問への回答公表

質問及び意見並びに質問に対する回答は、町ホームページにて公表する。

ただし、質問者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない。

回答公表日：令和7年11月10日（月）（予定）

3-6 参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付並びに参加資格審査の結果通知

① 参加表明書の受付

本事業への参加を希望する応募者は、「参加表明書及び参加資格審査申請書類」（様式集【様式2-1～8】）に必要事項を記入のうえ、次の手順により行うこと。

受付期間	令和7年11月10日（月）から 令和7年11月14日（金）午後5時15分まで（必着）
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、町ホームページからダウンロードすること。 ・電子メールの件名は、「（事業者名）参加表明書及び参加資格申請書類提出」とすること。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信1時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。
提出先	鬼北町 農林課 森林資源活用推進室 電子メールアドレス：nourin@town.kihoku.ehime.jp 電話番号：0895-45-1111 内線 2437 （開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

② 参加資格審査の結果通知

参加資格審査の結果については、令和7年11月14日（金）までに応募者の代表企業に対し、書面にて通知する。

なお、この際に通知する登録受付番号を用い、提案書類の作成を行うこと。

3-7 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

参加資格がないと認められた者は、町に対して参加資格がないと認めた理由について説明を求めることができる。

① 理由説明の受付

受付期間	令和7年11月10日（月）から 令和7年11月14日（金）午後5時15分まで（必着）
受付方法	電子メール
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、自由とする。 ・電子メール送信後、申込書提出者は以下のメールアドレスに送付した旨を開庁時間内かつメール送信1時間以内に電話連絡し、様式の到達を確認すること。
提出先	鬼北町 農林課 森林資源活用推進室 電子メールアドレス：nourin@town.kihoku.ehime.jp 電話番号：0895-45-1111 内線 2437 （開庁時間：午前8時30分～午後5時15分）

② 理由説明の回答

町は説明を求められた場合、令和7年11月17日（月）までに説明を求めた参加希望者の代表企業に対して書面により回答する。

3-8 応募の辞退

参加資格の確認を受けた応募者が、応募を辞退する場合は、提案書類提出期限までに、「応募辞退届」（様式5-2）を町へ電子メールにより提出すること。

なお、応募を辞退した場合に、今後、町の行う業務において、不利益な取り扱いをされることはない。

3-9 提案書類の受付

① 提案書類の受付

参加資格の確認を受けた応募者は、提案書類を作成し、次のとおり町へ提出すること。

受付期間	令和7年11月17日（月）から 令和7年11月25日（火）午後5時15分まで（必着）
受付方法	郵送（受付期限日必着）または直接提出により受け付ける。
提出様式	様式集に示すとおり。
注意事項	・様式は、町ホームページからダウンロードすること。 ・郵送にあたっては、日本郵便における業務状況等を勘案し、あらかじめ日数に余裕をもって差し出しを行うこと。
提出先	〒798-1395 鬼北町役場 農林課 森林資源活用推進室 行 「鬼北町森林資源活用事業 提案書類」在中

② 各業務に関する提案の条件

設整備業務、維持管理業務、運営施設の運営業務については、「要求水準書」及び「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

③ 事業計画に関する提案の条件

事業計画については、「様式集」に従い、提案書類を作成すること。

④ 募集予定価格

本事業の募集予定価格は、本事業への参加表明を行った者が複数の場合には公表し、1者の場合には非公表とする。

なお、募集予定価格は、事業期間にわたって町がSPCに支払う本施設整備業務の対価、割賦手数料及び本施設維持管理運営業務およびSPCの運営業務の対価、並びにその各金額のうち消費税対象額に対する消費税及び地方消費税相当額を単純に合計した金額（総額）であり、以下のものが含まれる。

なお、事業契約書（案）に規定する金利変動及び物価変動等に応じた改定は見込んでいない。

ア 本施設整備業務の対価

（ア）本施設整備費並びにその消費税及び地方消費税

イ 本施設維持管理・運營業務の対価

(ア) 本施設維持管理費・運営費並びにその消費税及び地方消費税

3-10 優先交渉権者の決定方法

(1) 選定方法

本事業における事業者の募集及び選定については、競争性及び透明性の確保に配慮した上で、公募型プロポーザル方式により行うこととする。鬼北町森林資源活用事業プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって募集を行った者のうち、総合評価が最高点となる者を決定し、町は、審査委員会の報告を尊重して優先交渉権者を決定する。

(2) 審査委員会

審査は、審査委員会が「事業者選定基準」に基づき行う。審査委員は次のとおりである。

なお、審査委員会において、提出された提案書による説明を含めて総合的に評価を行い、最も評価の高い事業者を優先交渉権者として選定する。また、次に評価の高い事業者を次点交渉権者とする。

審査委員会は非公開とし、審査の詳細については、「事業者選定基準」を参照のこと。

委員	役職等
	鬼北町長 鬼北町副町長 鬼北町総務財政課長 鬼北町環境保全課長 鬼北町農林課長 鬼北町建設課長 鬼北町水道課長

(3) 結果の公表

町は、選定された事業者が決定した場合、その結果を速やかに応募者に通知し、選定結果を町のホームページにて公表する。

(4) 民間事業者を選定しない場合

民間事業者の募集および提案の審査を行った結果、選定に適した事業者がいなかった場合や、いずれの提案についても公的財政負担の軽減が見込めないなど、PFI事業としての実施が適当でないと町が判断した場合には、事業者の選定を行わず、本事業の特定事業選定を取り消す。この場合は、速やかにその旨を公表する。

4 優先交渉権者決定後の手続き

4-1 手続きにおける交渉の有無

開札後の契約手続きにおいて、募集条件の重要な変更は行わないこととする。

4-2 基本協定の締結

優先交渉権者となった応募者は、落札決定後速やかに、町を相手方として、「基本協定書(案)」に基づき、基本協定を締結しなければならないものとする。

4-3 特別目的会社の設立

優先交渉権者となった応募者は、本事業を遂行するために会社法（平成 17 年法律第 86 号）に定める株式会社として S P C を事業仮契約調印までに本町内に設立するものとする。S P C は、本事業以外の一切の事業ができないことを、定款等により明らかにすること。

4-4 S P C の指定管理者の指定について

S P C と事業契約を結んだ場合は、S P C を本事業に係る施設の指定管理者とする旨の議会の議決を得た後、事業期間中の管理を委託する。

4-5 事業契約の締結等

(1) 事業仮契約の締結

町は前記 4-3 に示す S P C と事業契約に係る事業仮契約を締結する。

(2) 事業契約の締結

① 事業契約等の締結

基本契約に関して、令和 7 年 12 月に本契約を締結する予定である。また、町は、設計・建設工事請負契約に関する議案を令和 7 年 12 月町議会定例会に提出し、指定管理者の指定に関する議案を令和 9 年 3 月町議会定例会に提出する予定である。

② 契約内容

事業契約書等において、事業契約等を締結する S P C が遂行すべき業務内容、請負代金及び指定管理料の算出方法、支払方法及び損害賠償等を定める。

③ 事業契約等に係る契約書作成費用

事業契約等の検討に係る優先交渉権者側の弁護士費用及び印紙代等、契約書等の作成に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。

4-6 契約保証金

本事業に係る契約保証金は、町と事業契約を締結する際に、契約の履行を確保するたえに納付するものとする。契約保証金の取扱いについては、町と事業者との協議の上で設定する。

S P C は、施設整備業務の対価に相当する金額（割賦手数料を除く。）の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を事業契約と同時に納付しなければならない。ただし、S P C は、建設工事の履行を確保するため、契約保証金に代わり担保となると町が認めた有価証券等の提供又は、

事業契約締結の日から本施設の引渡し予定日までを期間として、施設整備業務の対価に相当する金額の 100 分の 10 以上について、町を被保険者とする履行保証保険契約を締結することによってこれに代えることができるものとする。

S P Cは、維持管理期間中、維持管理対価の年額の 100 分の 10 以上の額を、維持管理開始までに町に納付しなければならない。

4－7 保険

事業者は本事業に関連する保険に加入することとする。

4－8 議会の議決に付すべき契約の締結

本事業は、P F I 法第 12 条の規定により町議会の議決に付さなければならない契約であるため、議決を経た後、町が事業者に対し、事業契約を成立させる旨の意思表示をしたときに、前記 4－5（1）に示す事業仮契約は、本契約として効力が生ずるものとする。

なお、町と S P Cとの間において、事業契約が効力を生じるに至らなかった場合には、町及び S P Cが本事業の準備に関して既に支出した費用は各自の負担とし、町及び S P Cは、相互に債権債務の関係は生じないものとする。

4－9 その他

（1）情報提供

本事業に関する情報提供は、適宜、本町のホームページ等を通じて行う。

（2）契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨等

使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

（3）募集に伴う費用負担

応募者の募集に伴う費用については、すべて応募者の負担とする。

また、参加資格要件に係る個別質問に要する書類、募集参加資格の審査に要する書類及び募集提案書については、返却しないものとする。

5 事業実施に関する事項

5－1 S P Cの権利組むに関する制限

（1）S P Cの事業契約上の地位の譲渡等

町の事前の書面による承諾がある場合を除き、S P Cは事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはならないものとする。

（2）S P Cの株式の譲渡・担保提供等

本事業を遂行するため設立された S P Cに出資を行った者は、本事業が終了するまで S P Cの株式を保有するものとし、町の事前の書面による承認がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないものとする。ただし、本事業に必要な資金を融資する融資機関が担保権を設定する場合は、除くものとする。

（３）債権の譲渡・質権設定及び債権の担保提供

S P Cが、町に対して有する本事業の設計、建設及び維持管理業務の提供に係る債権の譲渡、質権の設定及びこれの担保提供は、町の事前の書面による承認がなければ行うことができないものとする。

５－２ 町とS P Cの責任区分

（１）責任分担の考え方

本事業における責任分担の考え方は、適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、S P Cが担当する業務の実施に伴い発生するリスクについては、それを管理し、発生時の影響についても自ら負担するものとする。

（２）予測されるリスクと責任分担

町とS P Cの責任分担は、「事業契約書（案）」によることとし、応募者は負担すべきリスクを想定した上で応募を行うものとする。なお、「事業契約書（案）」に示されていない場合は、双方の協議により事業契約書（案）で定めるものとする。

（３）保険

S P Cは、保険により費用化できるリスクについては、合理的範囲で付保するものとする。

５－３ 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項

（１）法制上及び税制上の措置に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、法制上又は税制上の措置が適用されることとなる場合は、それによるものとする。

（２）財政上支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、財政上及び金融上の支援を受けることができる可能性がある場合は、町はこれらの支援をS P Cが受けることができるよう協力するものとする。

（３）その他の支援に関する事項

事業者が本事業を実施するにあたり、法令の改正等により、その他の支援が適用される可能性がある場合には、町は、S P Cと協議を行うものとする。

５－４ 事業実施に関する事項

（１）誠実な業務遂行義務

S P Cは、提案書類及び募集要項等並びに事業契約書（案）に定めるところにより、誠実に業務を遂行すること。

（２）事業期間中のS P Cと町の関わり

- ① 本事業は、ＳＰＣの責任において実施される。また、町は事業契約書（案）に規定する方法により、事業実施状況の確認等を行う。
- ② 本事業の安定的な継続、また、事故に際して本事業の継続性をできる限り確保する目的で、町は、ＳＰＣに対し融資を行う金融機関等の融資機関（融資団）と直接協定を締結し、当該融資機関（融資団）と協議を行うことができるものとする。
- ③ 事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、町とＳＰＣは誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約書（案）に規定する具体的な措置に従うものとする。また、事業契約に関する紛争については、松山地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

５－５ その他

（１）事業継続が困難となった場合における措置に関する事項

事業の継続が困難となった場合には、次の措置をとることとする。

詳細については、「事業契約書（案）」を参照のこと。

① 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者が要求水準書で定められたサービス水準を継続的に達成できない場合や、達成度が著しく低い場合、町は改善勧告を行い、改善策の提出および実施を求める。改善が見られない場合、町はサービス提供者の交代を求めることができる。それでも改善されず事業継続が困難と判断されるときは、事業契約を終了し、新たな民間事業者の選定を行う。

この場合、事業契約の定めるところにより、事業者は、町が被った損害を補償しなければならない。

なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

② 町の事由により本事業の継続が困難になった場合

事業者は事業契約書の定めに従って契約を解除することができ、この場合、町は事業者が被った損害を補償する。なお、契約解除に至る事由及び措置については、事業契約書（案）で規定する。

③ その他の事由により事業の継続が困難となった場合

不可抗力など、町・事業者いずれにも責任がない理由で事業の継続が困難となった場合には、契約書に基づいて双方で適切な措置を講じる。それでも継続が困難と判断された場合は、事業を終了する。

事業契約書（案）に定めるその事由ごとに、責任の所在による対応方法に従うものとする。

（２）事業契約に違反した場合等の取扱い

事業契約締結後、契約に違反したＳＰＣ、又は優先交渉権者となりながら正当な理由なくして契約を拒み、ないしは募集等町の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適切であると認められるＳＰＣ又は優先交渉権者となった応募者の構成企業については、鬼北町建設工事指名停止処分要綱の規定に基づき、当該事実が判明した時から 24 月の範囲内において、町が実施する募集への参加が認められなくなる場合があることに留意すること。

5－6 本事業に関する町の担当部署

(1) 本事業に関する町の担当部署

鬼北町役場 農林課 森林資源活用推進室

〒798-1395 愛媛県北宇和郡鬼北町近永 8 0 0 番地 1

電子メールアドレス：nourin@town.kihoku.ehime.jp

電話番号：0895-45-1111 内線 2437

別紙 リスク分担表

	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			町	SPC	
共通	提供した情報リスク	募集要項等の記載内容の誤り及び変更に関するもの	○		
	契約リスク	議会の議決を得られないことによる契約締結の遅延・中止	○		
		上記以外の町の事由による契約締結の遅延・中止	○		
		事業者の事由による契約締結の遅延・中止		○	
	応募リスク	応募費用		○	
	制度関係リスク	政治・行政リスク	本事業に直接影響を及ぼす町に関わる政策の変更・中断・中止	○	
		法制度リスク	本事業に直接関連する根拠法令の変更、新たな規制法の成立	○	
			上記以外の法令の変更		○
		許認可リスク	S P C が取得すべき許認可の取得遅延または取得できなかった場合		○
			町の事由による許認可取得遅延	○	
		税制度リスク	消費税の範囲変更、税率変更に関するもの	○	
			法人の利益や運営に係る税制の新設や税率の変更		○
			建物所有に関する税制の新設・変更に関するもの（町への所有権移転前）		○
			本事業に直接影響する税制の新設・税率変更に関するもの	○	
			上記以外の法人税の新設・変更に関するもの		○
	社会リスク	住民対策リスク	本事業そのものに対する住民の理解が得られない場合	○	
			提案内容に関し、住民の理解が得られない場合		○
			住民からの苦情（建設時・運営・維持管理時）		○
		第三者賠償リスク	本業務の実施に起因して第三者に及ぼした損害		○
		環境関連リスク	調査・工事による騒音・振動・地盤沈下・地下水の枯渇、大気汚染・水質汚濁・臭気・電波障害等に関する対応		○
	債務不履行リスク	町の債務不履行による中断・中止	○		
		S P C の債務不履行・構成企業の債務不履行等による遅延・中断・中止		○	
	不可抗力リスク	天災・暴動等自然・人為的な事象のうち、通常予見不可能な事象による損害・遅延・中断・中止	○	▽ 1%ルール	
	経済リスク	資金調達リスク	民間資金調達・確保		○
			交付金・補助金の調達・確保	○	
		金利リスク	金利変動		○